

元信監第19号  
令和元年11月28日

信濃町長 横川正知様  
信濃町議会議長 森山木の実様  
信濃町教育委員会教育長 佐藤尚登様

信濃町監査委員 清水 岳美  
信濃町監査委員 小林 幸雄

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 令和元年度定期監査報告書

## 第1 監査の実施期間

令和元年9月25日から令和元年11月27日まで

## 第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（10頁）のとおり。

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務事業等

## 第4 監査の方法

令和元年度上半期（必要に応じて平成30年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施しました。

また、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施しました。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告と併せて意見として注意事項及び検討事項を記載しました。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

また、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略しました。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (令和元年9月30日現在)

(単位：円、%)

| 区分<br>会計名             | 予算現額                 | 調定額           | 収入済額          | 調定に対する<br>収入未済額 | 収入率  |         |
|-----------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------------|------|---------|
|                       |                      |               |               |                 | 対予算  | 対調定     |
| 一般会計                  | 5,767,526,000        | 3,240,501,603 | 2,739,353,022 | 501,148,581     | 47.5 | 84.5    |
| 国民健康保険<br>特別会計        | 1,201,460,000        | 614,268,957   | 489,312,199   | 124,956,758     | 40.7 | 79.7    |
| 後期高齢者医療<br>特別会計       | 113,055,000          | 83,440,319    | 36,735,773    | 46,704,546      | 32.5 | 44.0    |
| 介護保険事業<br>特別会計        | 921,447,000          | 735,787,102   | 386,950,183   | 348,836,919     | 42.0 | 52.6    |
| 古海診療所<br>特別会計         | 4,633,000            | 116,130       | 116,130       | 0               | 2.5  | 100.0   |
| 下水道事業<br>特別会計         | 362,853,000          | 52,233,919    | 35,665,159    | 16,568,760      | 9.8  | 68.3    |
| 農業集落排水<br>事業特別会計      | 221,954,000          | 22,202,621    | 18,217,791    | 3,984,830       | 8.2  | 82.1    |
| 特定環境保全公共<br>下水道事業特別会計 | 15,079,000           | 2,874,093     | 2,715,313     | 158,780         | 18.0 | 94.5    |
| 個別排水処理施設<br>整備事業特別会計  | 11,479,000           | 2,089,897     | 1,843,017     | 246,880         | 16.1 | 88.2    |
| 水道事業会計                | 収益的<br>199,096,000   | 104,830,253   | 104,830,253   | 0               | 52.7 | 100.0   |
|                       | 資本的<br>6,657,000     | 4,669,920     | 4,669,920     | 0               | 70.2 | 100.0   |
| 病院事業会計                | 収益的<br>1,454,774,000 | 671,943,799   | 671,943,799   | 0               | 46.2 | 100.0   |
|                       | 資本的<br>101,235,000   | 0             | 0             | 0               | 0.0  | #DIV/0! |

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (令和元年9月30日現在)

(単位:円、%)

| 区分<br>会計名                            | 予 算 現 額              | 支 出 済 額       | 予 算 残 額       | 執行率  |
|--------------------------------------|----------------------|---------------|---------------|------|
| 一 般 会 計                              | 5,767,526,000        | 1,926,488,281 | 3,841,037,719 | 33.4 |
| 国 民 健 康 保 険<br>特 別 会 計               | 1,201,460,000        | 472,761,631   | 728,698,369   | 39.3 |
| 後 期 高 齢 者 医 療<br>特 別 会 計             | 113,055,000          | 50,659,797    | 62,395,203    | 44.8 |
| 介 護 保 険 事 業<br>特 別 会 計               | 921,447,000          | 358,489,168   | 562,957,832   | 38.9 |
| 古 海 診 療 所<br>特 別 会 計                 | 4,633,000            | 51,925        | 4,581,075     | 1.1  |
| 下 水 道 事 業<br>特 別 会 計                 | 362,853,000          | 141,814,330   | 221,038,670   | 39.1 |
| 農 業 集 落 排 水<br>事 業 特 別 会 計           | 221,954,000          | 94,197,955    | 127,756,045   | 42.4 |
| 特 定 環 境 保 全 公 共<br>下 水 道 事 業 特 別 会 計 | 15,079,000           | 5,501,832     | 9,577,168     | 36.5 |
| 個 別 排 水 処 理 施 設<br>整 備 事 業 特 別 会 計   | 11,479,000           | 4,070,443     | 7,408,557     | 35.5 |
| 水 道 事 業 会 計                          | 収益的<br>186,471,000   | 43,810,348    | 142,660,652   | 23.5 |
|                                      | 資本的<br>126,417,400   | 51,732,384    | 74,685,016    | 40.9 |
| 病 院 事 業 会 計                          | 収益的<br>1,525,768,000 | 570,007,766   | 955,760,234   | 37.4 |
|                                      | 資本的<br>141,401,000   | 55,125,480    | 86,275,520    | 39.0 |

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成30年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっています。収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要ですので、引き続き縮減に努めてください。

(単位：円)

| 会計    | 内 容                 | 収入未済額             |                   |                  |
|-------|---------------------|-------------------|-------------------|------------------|
|       |                     | 平成30年度            | 平成29年度            | 増 減              |
|       |                     | (A)               | (B)               | (A)-(B)          |
| 一般会計  | 町税                  | 95,143,129        | 104,403,105       | △ 9,259,976      |
|       | 保育料                 | 109,800           | 191,800           | △ 82,000         |
|       | 情報通信使用料             | 402,600           | 408,760           | △ 6,160          |
|       | 牧場使用料               | 1,161,900         | 1,162,900         | △ 1,000          |
|       | <b>道路・公共物使用料</b>    | <b>1,760</b>      | <b>1,720</b>      | <b>40</b>        |
|       | 公営住宅使用料             | 0                 | 21,500            | △ 21,500         |
|       | 事故外診療手数料            | 998,150           | 1,057,150         | △ 59,000         |
|       | <b>土地・建物貸付収入</b>    | <b>772,526</b>    | <b>520,954</b>    | <b>251,572</b>   |
|       | 消防団員退職報償金等収入        | 0                 | 40,200            | △ 40,200         |
|       | <b>黒姫保健休養地管理料</b>   | <b>132,000</b>    | <b>98,000</b>     | <b>34,000</b>    |
|       | 町営住宅共用部分光熱費         | 11,290            | 12,190            | △ 900            |
|       | <b>雑入</b>           | <b>236,595</b>    | <b>0</b>          | <b>236,595</b>   |
|       | 小 計                 | 98,969,750        | 107,918,279       | △ 8,948,529      |
| 特別会計  | 国民健康保険税             | 24,371,565        | 29,728,473        | △ 5,356,908      |
|       | 後期高齢者医療保険料          | 1,500,746         | 1,608,830         | △ 108,084        |
|       | 介護保険料               | 5,242,851         | 5,295,490         | △ 52,639         |
|       | 下水道受益者負担金           | 2,917,500         | 3,119,000         | △ 201,500        |
|       | <b>下水道使用料</b>       | <b>5,606,670</b>  | <b>930,480</b>    | <b>4,676,190</b> |
|       | <b>農業集落排水分担金</b>    | <b>110,000</b>    | <b>110,000</b>    | <b>0</b>         |
|       | 農業集落排水使用料           | 225,250           | 285,350           | △ 60,100         |
|       | <b>特定環境保全下水道使用料</b> | <b>4,110</b>      | <b>0</b>          | <b>4,110</b>     |
|       | <b>個別排水処理施設使用料</b>  | <b>3,170</b>      | <b>0</b>          | <b>3,170</b>     |
|       | 小 計                 | 39,981,862        | 41,077,623        | △ 1,095,761      |
| 合 計   | 138,951,612         | 148,995,902       | △ 10,044,290      |                  |
| 公営企業  | <b>水道事業</b>         | <b>8,157,580</b>  | <b>5,681,881</b>  | <b>2,475,699</b> |
|       | <b>病院事業</b>         | <b>17,856,519</b> | <b>16,097,624</b> | <b>1,758,895</b> |
|       | 小 計                 | 26,014,099        | 21,779,505        | 4,234,594        |
| 総 合 計 | 164,965,711         | 170,775,407       | △ 5,809,696       |                  |

※病院事業については、本人負担金（現年度、過年度）のみを記載しています。

一般会計のうち町税は、長野県地方税滞納整理機構への移管及び個別滞納整理等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされています。引き続き、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、各課等が所管する税外収入及び公営企業収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられ、増加しているものもありますので、引き続き早期の解消と債権の管理に努めてください。

## (2) 事務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの事務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

## (3) 不動産の長期賃貸借契約について

町が所有者と結んでいる各種不動産の賃貸借契約について、今回抽出調査した 26 件の契約のうち 17 件は当初の契約期間を 1 年から 5 年とし、いずれも自動更新条項が設定され契約期間を延長していました。また、2 件については無期限の契約期間を定めていました。その他、自動更新にはなっていないもの 7 件を合わせて、全ての契約において、以下に述べる解除規定が付されていませんでした。

翌年度以降にわたる債務の負担については、地方自治法第 214 条では、予算で債務負担行為として定めなければならないと規定しており、予算の裏付けが必要です。これに対し、地方自治法第 234 条の 3 で規定する長期継続契約は、予算の単年度主義に対する特例を定めたものであり、長期にわたる予算の裏付けを必要としない代わりに、同条後段で「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定しています。このため、長期継続契約を締結するにあたっては、契約書中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条件(解除規定)を付すことにより、翌年度以降も義務費とならないことを担保する必要があります。

不動産の借上げについては、地方自治法第 234 条の 3 の規定により長期継続契約が可能ですが、町が行っている不動産の賃貸借契約のうち、解除規定が付されていない契約については、地方自治法第 234 条の 3 で定める長期継続契約の要件を満たすようにしてください。

なお、不動産以外の長期継続契約のうち解除規定が付されていない契約については、以下 2 の各課指摘事項等に記載しました。

#### (4) 自動体外式除細動器の導入方法について

町は、自動体外式除細動器（以下「AED」という）を設置するに当たり、現在レンタルによるものと購入によるものとの2種類の方法がとられています。今回抽出調査した3件のうち2件はレンタルにより設置し、1件は購入により設置していました。このうちAEDを購入する時の理由を確認した結果、既存のAEDが耐用年数を過ぎたためと記載されていました。

AEDは、救命処置用の機器ですので、常に正常な状態で使用できるようにしておかなければなりません。厚生労働省は、AED設置者に対し点検担当者を配置しインジケータ表示の日常点検と電極パッド及びバッテリーの適時交換を求めています。購入により設置した場合、メンテナンスが確実に行われるか危惧されるところです。

AEDの設置に当たり、町としてその導入方法及び管理方法についての統一的な基準を設けることが望まれます。

## 2 各課指摘事項等

### 【総務課】

#### (1) 第一分団本部耐震補強工事について（庶務係）

今年度の主な事業の進捗状況を確認した結果、第一分団本部の耐震補強工事が令和元年12月に工事予定とされ未実施となっています。耐震補強工事は予測困難な不意の地震災害に備えるものであると共に、その工事費が当初予算に計上されているので、効率的な予算執行の観点から早期の工事実施が望まれます。

#### (2) 庁内LAN関係リース契約について（まちづくり企画係）

町が、平成29年9月28日付けで埼玉県の本社と取り交わしている下記のリース契約は、その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の(3)で述べた解除規定が付されていません。信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

ア 第4期グループウェア全庁LANシステムサーバ等ハードリース

イ 第4期グループウェア全庁LANシステム操作端末等ハードリース

#### (3) 複写機の賃貸借契約について（財政係）

町が、平成30年7月1日付けで長野市のH社と取り交わしている複写機の賃貸借契約は、その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の(3)で述べた解除規定が付されていません。信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

### 【税務会計課】

#### (1) ラベル貼り機の保守契約について（会計係）

町は、目隠しラベル貼り機について、県内のD業者と平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間の保守契約を結び、1年分の保守料85,536円を一括して平成

31年4月25日に支払っています。

委託費は、地方自治法施行令第163条に定められた前金払が可能な経費であります。信濃町財務規則の運用通達（平成29年3月16日付け28信総第332号）第74条前金払のできる経費関係では、「原則として契約等において前金払の定めがなければ、それを行うことができない。」とされています。

当該契約書第4条には、「支払い条件は甲乙協議の上決定する。」と規定されていますが、1年分の委託費を年度当初に一括して支払う根拠が確認出来ません。政令及び規則等に従った予算執行を行ってください。

## 【住民福祉課】

### （1）国民健康保険レセプト点検委託契約について（住民国保年金係）

町は、国民健康保険のレセプト点検について、契約の目的又は性質により相手方が特定されるとの理由で、財務規則第102条第1項第1号に基づき長野市のA協会との1者随意契約により委託契約を結んでいます。また、契約を前期と後期の2回に分けて、それぞれ月額56,000円（消費税込）で契約しています。

国民健康保険のレセプト点検は、全国各地で行われており、相手方が特定される業務とするには無理があること、また、業務内容等から1年間の契約が可能であるにも関わらず前期と後期に分割して契約することは、年額672,000円となる本来ならば指名競争入札としなければならない契約を、財務規則第101条第6号に規定する随意契約とするための手法とも取れることから、適切な手続ではありません。

町が平成29年3月10日付けで制定した随意契約適正執行のための指針の2の（3）少額随意契約の留意点においても、「本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではない。」と規定されていますので、規則等に従った契約を行ってください。

### （2）住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借契約について（住民国保年金係）

町が、平成31年2月19日付けで長野市のN社と取り交わしている住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借契約は、その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の（3）で述べた解除規定が付されていません。信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

### （3）私有地の賃貸借契約について（福祉係）

町は、信濃町大字平岡地区にある町有施設の土地の一部を、町内のA氏から借り受け使用しています。土地賃貸借契約書を確認したところ、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっており、その後契約が更新されないまま現在に至っています。

その理由は、貸し主と町との間で貸付条件が合意できないためとのことですが、未契約のまま土地を使用している状況は、財務規則第230条の規定に違反していますので、至急契約を締結することを求めます。



## 【建設水道課】

### (1) 小型除雪機の購入について（建設係）

町は、冬季の除雪に使用している現存の小型除雪機械を更新するため、令和元年9月に町内10業者による指名競争入札により小型除雪機を購入しています。除雪機の仕様書を確認したところ、1の概要で「納入機種は以下に定める規格、性能、その他を満足する（中略）ものとする。」とし、5の主な規格、性能等で規格・性能等を示し、その基準以上の機種を入札対象としているにもかかわらず、2の物品名欄ではメーカー名と型式を特定しています。自治体が仕様書を示して物品を購入する場合、特殊なものを除き機種を特定せず競争の原理を働かせるのが一般的です。メーカー名と型式を特定することは、入札参加業者に有利不利が生ずる恐れがあることから好ましくありません。

また、仕様書の6の(2)で、「既存機械の処分費（下取り）を含めて入札金額を設定すること。」としていますが、既存機械を下取りとして処分することは、物品の売り払いに該当しますので、財務規則第206条及び第208条の規定に従い処分を行ってください。

### (2) 施設の管理委託契約について（管理・国土調査係）

町が、平成11年4月1日付けで町内のS社と取り交わしている農林水産物加工直売等施設等管理委託契約は、契約期間を平成11年4月1日から平成12年3月31日までの1年間とし、但し書きで双方から別段の意思表示がない場合は自動更新される旨を規定しています。その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の(3)で述べた解除規定が付されていないこと、契約期間が5年を超えていること等の理由から。信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

## 【教育委員会】

### (1) AEDのレンタルについて（野尻湖ナウマンゾウ博物館係）

野尻湖ナウマンゾウ博物館は、平成31年4月4日付けで長野市のS社とAEDについて、平成31年4月から令和4年3月までの5年間のレンタル契約を締結しています。

しかしながら、契約伺いから業者を決定し契約に至るまで、地方自治法及び財務規則に定める契約に関する一連の手続が一切行われないうまま、契約書を取り交わしています。また、町側の契約者は、野尻湖ナウマンゾウ博物館の館長となっていますが、本来は予算執行者である教育長でなければなりません。

以上、本契約は法律・規則に違反した契約ですので、速やかに正規の手続による契約を行うことを求めます。

### (2) 清掃用具レンタル契約について（黒姫童話館係）

黒姫童話館が、平成27年4月1日付けで中野市のS社と取り交わしている下記の契約は、契約期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とし、なお書きで双方から変更の申し入れがない場合は自動更新される旨を規定しています。その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の(3)で述べた解除規定が付され

ていないこと、契約期間が5年を超えていること等の理由から、信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

- ア 黒姫童話館清掃用具レンタル契約
- イ 童話の森ギャラリー清掃用具レンタル契約

## 【信越病院】

### (1) 物品等の賃貸借契約について

信越病院が民間事業者等と取り交わしている下記の賃貸借契約は、その内容が長期継続契約に該当する契約ですが、前記1の(3)で述べた解除規定が付されていません。

信濃町長期継続契約事務取扱要綱に従った契約を行ってください。

- ア 平成31年4月1日付で、長野市のA社と締結している寝具等の賃貸借契約  
契約期間は、契約書第12条本文で平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とし、但し書きで双方から変更又は解除の申し入れがない場合は自動更新される旨を規定
- イ 平成21年3月6日付で、信濃町のB氏と締結している建物賃貸借契約  
契約期間は、契約書第2条本文で平成21年3月16日から平成24年3月15日までの3年間とし、但し書きで双方から申し出がない場合は自動更新される旨を規定
- ウ 平成30年8月20日付で、松本市のC社と締結している臨床化学自動分析装置等検査機器の使用賃貸借契約  
契約期間は、契約書第12条本文で2018年10月1日から2019年9月30日までの1年間とし、但し書きで双方から変更又は解除の申し入れがない場合は、以降自動延長される旨を規定
- エ 平成27年4月1日付で、東京都のK社と締結している防火カーテンリース契約  
契約期間は2015年4月1日から2020年3月31日までの5年間

## 令和元年度定期監査日程表

| 実施日       | 対象課等                   | 監査対象等  |
|-----------|------------------------|--|
| 9月25日(水)  | 税務会計課<br>議会事務局、監査委員事務局 | 調書監査   |
| 9月30日(月)  | 総務課                    | 調書監査<br>現地監査（ドローン購入費、サブリース住宅改修工事）                              |
| 10月2日(水)  | 住民福祉課                  | 調書監査   |
| 10月4日(金)  | 産業観光課                  | 調書監査   |
| 10月8日(火)  | 信越病院                   | 調書監査   |
| 10月10日(木) | 建設水道課                  | 調書監査<br>現地監査（公共施設等適正管理推進事業、社会資本整備総合交付金事業、県単街路事業、町単野尻湖町有棧橋整備事業） |
| 10月17日(木) | 教育委員会                  | 調書監査   |
| 10月29日(火) | 産業観光課                  | 現地監査（農業競争力強化基盤整備事業）  |
|           | 教育委員会                  | 現地監査（給食センター大規模改修工事、体育館非構造部材耐震化工事、公有財産購入費）                      |
| 11月27日(水) | 全課等                    | 結果の取り纏め  |